

一人ひとりがマナーを守り みんなでつくる住み良いまち

「健康」「安全」「清潔」な生活環境をつくることを目的に定められた市民マナー条例は、平成16年4月1日の施行から今年で15年目を迎えました。

また、2年後の東京オリンピックパラリンピック競技大会開催を控え、喫煙マナーへの関心が高まっています。

いま一度、マナーについて一人ひとりが考え、市民、事業者、市の三者が一体となり、協働した取り組みを進めていくことが、住み良いまちづくりに求められています。

そこで今回は、こうした取り組みの中心的な役割を担っている「市民マナーサポーター」や「市民マナー協力団体」について紹介いたします。みなさんも参加してみませんか。

☎320・1333 市民安全課

公共の場所での禁止行為

道路や公園などの公共の場所(市内全域)では、歩きたばこや空き缶などのポイ捨て、犬のふんの放置を禁止しています。

また、小さな子どもなど、まわりの人たちのやけどさせる危険性があり、空き缶などのポイ捨てや犬のふんの放置とともに、地域の生活環境を悪化させます。

市では違反者に対し、指導や注意をしています。



歩きたばこ



空き缶などのポイ捨て



犬のふんの放置



私たちと一緒に活動しませんか

市民マナーサポーター

「自分のまちの生活環境は自らを守る」という意識のもと、駅前や公共の場所などで市民マナー条例の啓発や市民への声掛け、地域清掃活動を行っています。マナーの輪を広げ、住み良いまちをつくっていきます。

活動インタビュー 本八幡3班
「市川市を訪れる人が良いまちだと思えるように」

主に南八幡商店会に関わる人で班を組み、月に2回JTB本八幡駅の南口で、マナー条例を周知するアッシュ配りや地域の清掃活動を行っています。

商店会でお店を営む中で、まち全体が少しでも良くなり盛り上がりげばと思い、始めました。

活動を始めた当初よりはたばこのポイ捨てやごみの量は減ってきていますが、まだなくならないのが現状です。

今後は、市川市を訪れる人に、良いまちだと思ってもらえるよう、また住んでいる人が自信を持って良いまちだと言えるような、そんなきれいなまちにしていきたいと思っています。

また、幅広い世代の方が参加しやすくなるよう、活動日時などを工夫していきたいと思っています。



訪れる人のために、まちをきれいに保ちます

市民マナー協力団体

公共の場所での歩きたばこ、空き缶などのポイ捨て、犬のふんの放置などのマナー違反をなくすために、地域の見回り活動や吸い殻、空き缶などの清掃活動を行っています。

活動インタビュー 妙典歯科・こども歯科クリニック
「まち全体を笑顔にしたい」

以前から地域の清掃活動を行っていたところ、市民マナー協会の制度を知り、登録しました。

昨年の3月から活動を始め、月に1回程度、歯科衛生士などのスタッフがクリニック周辺道路の清掃活動や市のマナー条例を周知するイベントに参加しています。

「笑顔がいちばん」という企業理念のもと、患者さんはもちろん、スタッフや地域のみなさんも笑顔になれるクリニックを目指しています。その中で市川のまちも笑顔になってもらおうと、清掃活動を行っています。



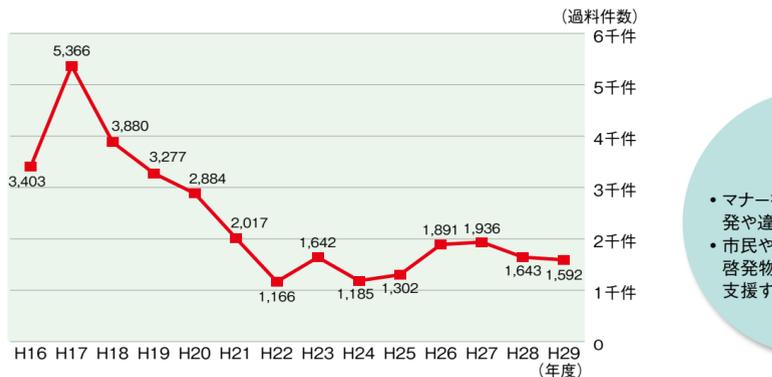
スタッフが交代で清掃活動を行っています

「路上禁煙・美化推進地区」内の過料件数の推移

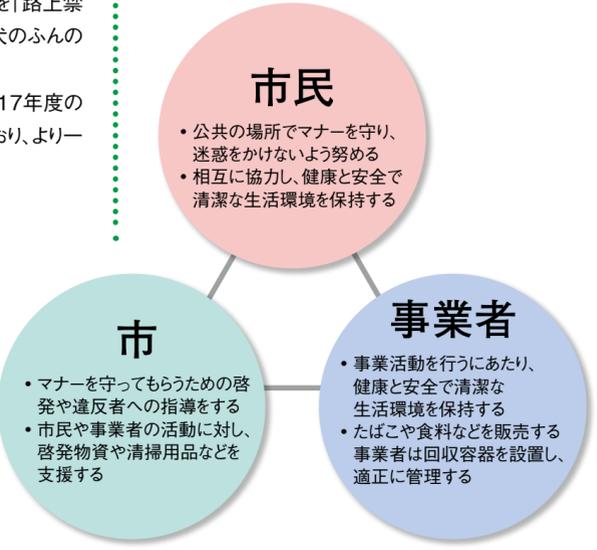
生活環境の悪化を防止するため、市内でも特に人通りが多い駅周辺の15地区を「路上禁煙・美化推進地区」に指定し、同地区内の道路上の喫煙、空き缶などのポイ捨て、犬のふんの放置を禁止しています。

禁止行為の違反者に対しては、2,000円の過料を科しており、過料件数は平成17年度の約5,000件をピークに減少してきました。しかしながら近年は横ばいの傾向となっており、より一層一人ひとりがマナーを身近な問題として捉え、取り組んでいく必要があります。

生活環境の悪化を防止するため、市内でも特に人通りが多い駅周辺の15地区を「路上禁煙・美化推進地区」に指定し、同地区内の道路上の喫煙、空き缶などのポイ捨て、犬のふんの放置を禁止しています。



三者が協働した取り組み



マナー向上のため、啓発グッズを配布



本八幡3班 班長 村山 明文さん



公園も笑顔があふれるようにきれいにしています



妙典歯科・こども歯科クリニック 五月女 聖子さん

- 募集 市民マナーサポーター**
- ◎おむね4人1組で次のような活動を行います
 - ・市民マナー条例のPR活動
 - ・駅周辺での啓発活動を行い、美化推進をすすめること
 - ・市が実施する啓発活動への協力
 - ・違反者への声かけ
 - ◎対象
 - ・在住、在勤、在学の方
 - ◎委嘱(活動)期間
 - ・委嘱日：2020年3月
 - ◎市からの支援
 - ・帽子や腕章、上着、火ハサミ、軍手、「3」袋などの活動物資を支給
 - ◎報酬
 - ・報償金(1月当たり上限2,000円)を支給
- 募集 市民マナー協力団体**
- ◎おむね5人以上で次のような活動を行います
 - ・地域の巡回及び生活環境が悪化している場所についての情報提供
 - ◎対象
 - ・市内で活動している非営利の団体
 - ・市内に店舗などを有する事業者
 - ◎市からの支援
 - ・腕章や火ハサミ、軍手、「3」袋などの活動物資を支給
- みんなの参加 待ってるぜ